



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年12月26日金曜日 第2028号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....1348

## 告 示

- クリーニング業法による研修の指定.....1349
- クリーニング業法による講習の指定.....1349
- 知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務の一部改正.....1349
- 漁業免許の内容等の公示.....1350
- 愛媛県内水面漁場管理委員会委員の選任.....1350
- 落札者等の告示.....1350
- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1351
- 土地改良区連合の定款変更の認可.....1351
- 土地改良区役員の就退任の届出.....1351
- 道路の供用開始（一般国道 378 号）.....1351

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....1351

## 公 告

- 海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....1355
- 土地の売払い.....1356

## 監 査 公 表

四国タオル工業組合、社団法人今治市医師会、社会福祉法人杉の

子会、社会福祉法人宝集會、新居浜商工会議所、いしづち森林組合、社会福祉法人興風會、社会福祉法人陽成會、学校法人口ザリ才学園、社会福祉法人愛信會、社会福祉法人双海夕なぎ會、学校法人大村学園、医療法人青峰會、内子町森林組合、有限会社川吉別荘、東予産業株式会社、八幡浜商工会議所、学校法人松山聖陵学園、西予市宇和町土地改良区、学校法人和気学園、社会福祉法人中山梅寿會、丹原町土地改良区、社会福祉法人光明會、社会福祉法人心生會、株式会社今村紙工、有限会社やっこ屋、有限会社木下ソーイング、西条市禰瑞上部土地改良区、西条市吉井土地改良区、住友金属鉱山株式会社別子事業所、学校法人菊本学園、社会福祉法人愛寿會、久万広域森林組合、社会福祉法人エンゼル、学校法人三志学園.....1357

社会福祉法人 中山梅寿會.....1360

## 人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....1360

## 雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示.....1361

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第66号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第24号</b>（第44条関係） 口座振替申込書兼債権者登録（変更）票</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>（注意） 金融機関コード欄及び店番号欄は、金融機関で記入してもらってください。</p> <p>また、金融機関で口座振替先記載内容の確認を受けたことを証明するため、金融機関確認印欄に<u>確認印</u>を押してもらってください。</p> <p>通帳の写し（預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人（カナ表示）が印字された部分）を併せて提出することにより金融機関の記入及び確認</p>	<p><b>様式第24号</b>（第44条関係） 口座振替申込書兼債権者登録（変更）票</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>（注意） 金融機関コード欄及び店番号欄は、金融機関で記入してもらってください。</p> <p>また、金融機関で口座振替先記載内容の確認を受けたことを証明するため、金融機関確認印欄に<u>押切印</u>を押してもらってください。</p>

印の押印に代えることができます。

### 附 則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1806号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成20年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 研修の名称

クリーニング師研修

2 主催者

東京都港区新橋六丁目8番2号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 山 下 眞 臣

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成21年2月8日（日）	松山市花園町3-6 学校法人河原学園 愛媛医療専門大学校 8階講堂

4 受講料

5,000円

### ○愛媛県告示第1807号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成20年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 講習の名称

クリーニング業務従事者講習

2 主催者

東京都港区新橋六丁目8番2号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 山 下 眞 臣

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成21年2月8日（日）	松山市花園町3-6 学校法人河原学園 愛媛医療専門大学校 8階講義室

4 受講料

4,500円

### ○愛媛県告示第1808号

知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務（昭和31年4月愛媛県告示第238号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

平成20年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>証明事務等に係る手数料条例（昭和31年愛媛県条例第20号）第5条の知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務は、次の各号に掲げる証明事務とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 土地改良区若しくは土地改良区その他の者が行う土地改良事業又は森林組合その他の者が行う造林その他の事業に関する証明で、株式会社日本政策金融公庫（その受託金融機関を含む。）に対して行うもの</p> <p>(13)・(14) 省略</p>	<p>証明事務等に係る手数料条例（昭和31年愛媛県条例第20号）第5条の知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務は、次の各号に掲げる証明事務とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 土地改良区若しくは土地改良区その他の者が行う土地改良事業又は森林組合その他の者が行う造林その他の事業に関する証明で、農林漁業金融公庫（その受託金融機関を含む。）に対して行うもの</p> <p>(13)・(14) 省略</p>

○愛媛県告示第1809号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成20年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) 免許番号 宇区第257号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 宇和島市蔭淵地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市蔭淵 976 番地作業場西角前護岸の標識

B 宇和島市蔭淵 977 番地作業場北角前護岸の標識

点 ア Aから宇和島市蔭淵 515 - 7 番地天神鼻埋立護岸西角見通し28メートルの点

イ Bから宇和島市蔭淵 515 - 7 番地天神鼻埋立護岸西角から海岸線沿い東へ32メートルの標識見通し28メートルの点

(3) 地元地区 宇和島市蔭淵

(4) 制限又は条件

ア 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

イ 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成21年4月1日

3 申請期間

平成20年12月26日から平成21年2月27日まで

4 存続期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1810号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、愛媛県内水面漁場管理委員会委員として、次の者を平成20年12月1日選任した。

平成20年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

種別	氏名	住所	職業
漁業者代表	那須熊市	西予市野村町蔵良9	団体役員
	小寺正文	西条市丹原町今井513-6	団体役員
	本多義雄	伊予郡松前町中川原548番地	団体役員
	小山欽也	宇和島市津島町岩松727	団体役員
採捕者代表	梅木正勝	伊予郡砥部町原町749	団体役員
	黒田美勢子	伊予郡松前町筒井1011番地	団体役員
学識経験者	武井糸	松山市南高井町743-3	民間団体代表
	斉藤智子	松山市久米窪田町443-411	NPO法人代表
	高木基裕	南宇和郡愛南町中川168番地12	大学准教授
	井上幹生	松山市粟井河原224-1	大学准教授

○愛媛県告示第1811号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
行政情報処理端末機ほかの借上げ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成20年11月19日	株式会社クロダ商会 松山市宮田町108番地1	754,320円 (月額)	一般競争入札	平成20年10月7日

○愛媛県告示第1812号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中北野地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年12月26日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中北野地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成21年1月5日から2月2日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居支所

法第30条第2項の規定により、道前道後土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成20年12月26日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第1814号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大久保山土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成20年12月26日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 長 治	南宇和郡愛南町城辺甲4179 - 2
"	本 多 七 雄	南宇和郡愛南町城辺甲563 - 1

○愛媛県告示第1813号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同

○愛媛県告示第1815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町有太刀字トヨウラ707番から 同字715番1地先まで	平成20年12月26日

訓 令

○愛媛県訓令第23号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第5（第4条関係）	別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
業務衛生課	1～16 省略				
	17 株式会社日本政策金融公庫法の施行に関する事務	1 株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金）の貸付けの推薦（株式会社日本政策金融公庫に対する融資申込手続要綱（昭和42年10月7日付け厚生省環境衛生局長通知））			
	18～24 省略				

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1～6 省略				
	7 株式会社日本政策金融公庫法の施行に関する事務	1 貸付対象事業の認定（株式会社日本政策金融公庫国内金融業務方法書（次項において「業務方法書」という。）第10条）			
		2 工事のしゅん工の認定（業務方法書第10条）			
		3 公庫資金の需要等の動向調査に係る調書等の提出（調査委嘱規則（農林）（平成20年10月1日付け農林（営）3。次項において「規則」という。）第2条）			
4 省略					
8～14 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
畜	1～14				

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
業務衛生課	1～16 省略				
	17 国民生活金融公庫法の施行に関する事務	1 国民生活金融公庫（環境衛生資金）の貸付けの推薦（国民生活金融公庫に対する融資申込手続要綱（昭和42年10月7日付け厚生省環境衛生局長通知））			
	18～24 省略				

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1～6 省略				
	7 農林漁業金融公庫法の施行に関する事務	1 貸付対象事業の認定（農林漁業金融公庫業務方法書（次項において「業務方法書」という。）第4条）			
		2 工事のしゅん工の認定（業務方法書第4条）			
		3 公庫資金の需要等の動向調査に係る調書等の提出（調査委嘱規則（昭和50年4月1日付け農林漁業金融公庫規則第3号。次項において「規則」という。）第2条）			
4 省略					
8～14 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
畜	1～14				

産 課	省略				
	15 畜産 関係資 金の融 資に關 する事 務	1 省略			
		2 意見書の提出（ <u>乳業施設資金の融通に関する取扱要領（平成8年5月10日付け8畜A第1203号農林水産事務次官依命通知）第3</u> _____）			
16～29	省略				

産 課	省略				
	15 畜産 関係資 金の融 資に關 する事 務	1 省略			
		2 意見書の提出（ <u>農林漁業金融公庫法附則第23項の規定による乳業施設に対する農林漁業金融公庫資金の融通措置の継続について（昭和42年1月17日付け農林事務次官通達）記3</u> ）			
16～29	省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
林 業 政 策 課	1～9 省略				
	10 株式 会社日 本政策 金融公 庫法の 施行に 關する 事務林 業政策 課以外 の課で 当該事 務を処 理する 場合を 除く。）	1 公庫資金の需要等の動向調査に係る調書等の提出（ <u>調査委嘱規則（農林）（平成20年10月1日付け農林（営）3</u> _____。次項において「規則」という。）第2条）			
		2 省略			
11～16	省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
林 業 政 策 課	1～9 省略				
	10 農林 漁業金 融公庫 法_____の 施行に 關する 事務林 業政策 課以外 の課で 当該事 務を処 理する 場合を 除く。）	1 公庫資金の需要等の動向調査に係る調書等の提出（ <u>調査委嘱規則（昭和50年4月1日付け農林漁業金融公庫規則第3号</u> _____。次項において「規則」という。）第2条）			
		2 省略			
11～16	省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
漁 政 課	1～7 省略				
	8 株式 会社日 本政策 金融公 庫法の 施行に	1 貸付対象事業の認定（ <u>株式会社日本政策金融公庫国内金融業務方法書（次項において「業務方法書」という。）第10</u> _____条）			

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
漁 政 課	1～7 省略				
	8 農林 漁業金 融公庫 法_____の 施行に	1 貸付対象事業の認定（ <u>農林漁業金融公庫業務方法書_____（次項において「業務方法書」という。）第4</u> _____）			

関する 事務漁 政課以 外の課 で当該 事務を 処理す る場合 を除く。 9～15 省略	2 工事のしゆん工の認定 (業務方法書第10条)				
	3 公庫資金の需要等の動 向調査に係る調書等の提 出(調査委嘱規則(農 林)(平成20年10月1日 付け農林(営)3 次項において「規則」と いう。)第2条)				
	4 省略				
9～15 省略					

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第4(第4条関係)					別表第4(第4条関係)				
局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項				
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者				局長	専決者
農 村 整 備 課	1～7 省略				農 村 整 備 課	1～7 省略			
	8 その 他の事 務	1 株式会社日本政策金融公庫 が貸し付ける資金(他の課の 主管に属するものを除く。) の貸付対象事業に係る調査に 関すること。				8 その 他の事 務	1 農林漁業金融公庫 が貸し付ける資金(他の課の 主管に属するものを除く。) の貸付対象事業に係る調査に 関すること。		
		2 省略					2 省略		
備考 省略					備考 省略				
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者				局長	専決者
森 林 林 業 課	1～12 省略				森 林 林 業 課	1～12 省略			
	13 株式 会社日 本政策 金融公 庫資金 に関す る事務 (他の 課の主	1 貸付対象事業の認定(株式 会社日本政策金融公庫国内金 融業務方法書(次項において 「業務方法書」という。)第 10条)				13 農林 漁業金 融公庫 資金 に関す る事務 (他の 課の主	1 貸付対象事業の認定(農林 漁業金融公庫業務方法書 (次項において 「業務方法書」という。)第 4)		
		2 工事のしゆん工の認定(業 務方法書第10条)					2 工事のしゆん工の認定(業 務方法書第4)		

管に属 するも のを除 く。)				
14～19 省略				
備考 省略				

管に属 するも のを除 く。)				
14～19 省略				
備考 省略				

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(42) 省略</p> <p>(43) <u>株式会社日本政策金融公庫法に基づく貸付対象事業(林業関係に係るものに限る。)</u>の認定に関すること。</p> <p>(44) <u>株式会社日本政策金融公庫法に基づく林業関係資金工事のしゅん工の認定に関すること。</u></p> <p>(45)～(59) 省略</p> <p>(60) <u>株式会社日本政策金融公庫が貸し付ける資金(農業農村整備事業関係に係るものに限る。)</u>の貸付対象事業に係る調査に関すること。</p> <p>(61)～(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(42) 省略</p> <p>(43) 農林漁業金融公庫法 _____ に基づく貸付対象事業 _____ の認定に関すること。</p> <p>(44) 農林漁業金融公庫法 _____ に基づく林業関係資金工事のしゅん工の認定に関すること。</p> <p>(45)～(59) 省略</p> <p>(60) 農林漁業金融公庫 _____ が貸し付ける資金(他の主管に属するものを除く _____。)の貸付対象事業に係る調査に関すること。</p> <p>(61)～(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画(平成19年12月28日付け公告)を次のとおり変更した。

平成20年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量(以下「知事管理量」という。)及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量(以下「知事管理努力量」という。)の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の

公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績(他県からの入漁者の採捕実績を含む。)及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。

(2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度(以下「協定制」という。)の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成20年及び平成21年の知事管理量は、次表のとおりである。



第1種特定海洋生物資源	知事管理量			
	平成20年		平成21年	
	平成20年1月から12月まで	平成20年7月から平成21年6月まで	平成21年1月から12月まで	平成21年7月から平成22年6月まで
まあじ	5,000トン		7,000トン	
まいわし	若干		若干	
まさば及びごまさば		若干		(注)

(注)平成21年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成20年及び平成21年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成20年1月から12月まで	平成21年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	3,500トン	4,900トン

4 知事管理量(まあじにあっては、採捕の種類別の数量)に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

(2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

(3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成20年及び平成21年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知事管理努力量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	宇和海
		平成20年4月1日から6月30日まで	平成20年9月1日から11月30日まで	平成21年4月1日から11月30日まで	平成21年9月1日から11月30日まで	平成20年10月1日から12月31日まで	平成21年10月1日から12月31日まで
さわら流し網漁業	16,590隻日	5,880隻日	16,590隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日	

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成20年及び平成21年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業	サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する燧灘及び安芸灘	平成20年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成21年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
		サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する伊予灘	平成20年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成21年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
		サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する宇和海	平成20年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
			平成21年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため国が策定したサワラ瀬戸内海系群資源回復計画の着実な実施を推進するとともに、漁業法(昭和24年法律第267号)第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

(2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
松山市高浜町一丁目2241番4	雑種地	1,137.64㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成20年12月26日（金）から平成21年1月26日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 2691

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成21年1月26日（月）午後5時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年1月14日（水）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成21年2月16日（月）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目四番地2  
愛媛県庁第二別館5階土木部入札室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代

理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

監 査 公 表

○公表第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年12月26日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 明比 昭 治  
同 田中 多 佳 子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
四 国 タ オ ル 工 業 組 合	平成20年8月29日
社 団 法 人 今 治 市 医 師 会	"
社 会 福 祉 法 人 杉 の 子 会	"
社 会 福 祉 法 人 宝 集 会	"
新 居 浜 商 工 会 議 所	"
い し づ ち 森 林 組 合	"
社 会 福 祉 法 人 興 風 会	平成20年8月8日

社会福祉法人 陽成会	"	"	"	"	今治看護専門学校専門課程第二看護学科の運営事業	58,958,543円	8,088,000円
学校法人 口ザリオ学園	"	"	"	"	今治看護専門学校高等課程准看護科の運営事業	48,661,361円	7,487,000円
社会福祉法人 愛信会	"	"	"	"	ケアハウス「廣寿苑」の運営費	53,033,908円	27,767,000円
社会福祉法人 双海夕なぎ会	"	"	"	"	ケアハウス「宝寿園」の運営費	96,574,340円	62,410,000円
学校法人 大村学園	"	"	"	"	経営改善普及事業等	62,195,014円	49,405,690円
医療法人 青峰会	"	"	"	"	平成19年度県単独林道整備事業補助金	6,000,000円	3,000,000円
内子町森林組合	"	"	"	"	平成19年度ケアハウス「幸福園」の運営費	119,159,750円	6,344,000円
有限会社 川吉別荘	"	"	"	"	ケアハウス「リーフガーデンあさくら」の運営費	33,728,523円	15,400,000円
東予産業株式会社	"	"	"	"	愛和聖母幼稚園の運営費	47,961,078円	19,802,000円
八幡浜商工会議所	"	"	"	"	八幡浜聖母幼稚園の運営費	26,128,189円	9,620,000円
学校法人 松山聖陵学園	"	"	"	"	天使幼稚園の運営費	50,715,187円	22,752,000円
西予市宇和町土地改良区	"	"	"	"	道後聖母幼稚園の運営費	45,234,365円	18,033,000円
学校法人 和気学園	"	"	"	"	海の星幼稚園の運営費	67,711,631円	24,400,000円
社会福祉法人 中山梅寿会	"	"	"	"	若葉幼稚園の運営費	73,597,434円	42,576,000円
丹原町土地改良区	"	"	"	"	西条聖マリア幼稚園の運営費	38,190,861円	15,358,000円
社会福祉法人 光明会	"	"	"	"	愛光幼稚園の運営費	27,193,510円	11,017,000円
社会福祉法人 心生会	"	"	"	"	平成19年度私立学校運営費補助金(幼稚園特殊教育費補助)	884,694円	784,000円
株式会社 今村紙工	"	"	"	"	海の星幼稚園の運営費	917,672円	784,000円
有限会社 やっこ屋	"	"	"	"	若葉幼稚園の運営費	1,294,328円	1,176,000円
有限会社 木下ソーイング	"	"	"	"	西条聖マリア幼稚園の運営費	406,886円	156,575円
西条市禎瑞上部土地改良区	"	"	"	"	平成19年度私立幼稚園子育て総合支援事業補助金	900,000円	900,000円
西条市吉井土地改良区	"	"	"	"	八幡浜聖母幼稚園の園舎・園庭開放事業等	900,000円	900,000円
住友金属鉱山株式会社 別子事業所	"	"	"	"	道後聖母幼稚園の子育て相談事業費等	900,000円	900,000円
学校法人 菊本学園	"	"	"	"	海の星幼稚園の子育て相談事業費等	900,000円	900,000円
社会福祉法人 愛寿会	"	"	"	"			
久万広域森林組合	"	"	"	"			
社会福祉法人 エンゼル	"	"	"	"			
学校法人 三志学園	"	"	"	"			
<p>(監査の結果)</p> <p>平成19年度において実施された上記団体に対する次の補助金に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の団体において次の事項が認められた。</p> <p>平成19年度軽費老人ホーム事業費補助金について、実支出額に基づいて実績報告すべきところ、支出予定額を申告し、補助金の過大な交付(8,403,000円)を受けていた。</p> <p>なお、当該補助金の対象経費である職員駐車場の賃料や所有車両に係る諸税、ガソリン代などが、他の同一法人施設の費用に充てられていたのではないかと疑わせる経理処理が見受けられたので、適正な執行に努めるべきである。</p> <p>(社会福祉法人 杉の子会)</p>							
事業主体	補助金の名称	補助対象事業	補助対象事業費	補助金額			
四国タオル工業組合	平成19年度今治地域タオル産業総合支援事業費補助金	今治タオルのPR、新規販売ルートの開拓事業	5,000,000円	2,500,000円	"	平成19年度私立幼稚園子育て総合支援事業補助金	900,000円
"	平成19年度地場産業地域ブランド育成支援事業費補助金	今治タオルの地域ブランド推進事業	6,000,000円	2,000,000円	"	八幡浜聖母幼稚園の園舎・園庭開放事業等	900,000円
社団法人 今治市医師会	平成19年度看護師等養成所運営費補助金	今治看護専門学校専門課程第一看護学科の運営事業	80,022,258円	9,895,000円	"	道後聖母幼稚園の子育て相談事業費等	900,000円
					"	海の星幼稚園の子育て相談事業費等	900,000円

	"	若葉幼稚園の子育て相談事業等	1,100,000円	1,100,000円	学校法人和気学園	平成19年度私立学校運営費補助金	和気幼稚園の運営費	51,414,877円	26,165,000円
社会福祉法人愛信会	平成19年度軽費老人ホーム運営費補助金	ケアハウス「森の園」の運営費	29,850,496円	15,442,000円	"	"	太山寺幼稚園の運営費	10,793,487円	3,546,000円
社会福祉法人双海夕なぎ会	"	ケアハウス「双海夕なぎ荘」の運営費	22,105,391円	11,788,000円	"	"	みのり幼稚園の運営費	48,641,554円	25,850,000円
学校法人大村学園	平成19年度私立学校運営費補助金	椿幼稚園の運営費	133,609,551円	63,549,000円	"	平成19年度私立幼稚園子育て総合支援事業補助金	和気幼稚園の子育て相談事業等	900,000円	900,000円
"	平成19年度私立学校運営費補助金(幼稚園特殊教育費補助)	"	7,334,314円	6,272,000円	"	"	太山寺幼稚園の子育て相談事業等	900,000円	900,000円
"	平成19年度私立幼稚園子育て総合支援事業補助金	椿幼稚園の子育て相談事業等	1,700,000円	1,700,000円	"	"	みのり幼稚園の子育て相談事業等	900,000円	900,000円
医療法人青峰会	平成19年度精神障害者社会復帰施設運営費補助金	精神障害者生活訓練施設「ハーブハウス」の運営費	45,232,600円	36,200,000円	社会福祉法人中山梅寿会	平成19年度軽費老人ホーム事務費補助金	ケアハウス「なかやま幸梅園」の運営費	25,278,667円	16,021,000円
"	"	精神障害者福祉ホームB型「サルビア」の運営費	29,980,336円	17,468,000円	丹原町土地改良区	平成19年度県単独土地改良事業補助金	県単独土地改良事業(かんがい排水)	5,618,000円	2,247,200円
"	"	精神障害者通所授産施設「ワークショップ宇和」の運営費	28,583,990円	21,838,000円	"	"	"	2,593,000円	1,037,200円
"	"	精神障害者福祉工場「ワークセンターくじら」運営費	27,976,268円	26,598,000円	社会福祉法人光明会	平成19年度軽費老人ホーム事務費補助金	ケアハウス「水の里」の運営費	49,504,269円	25,723,000円
内子町森林組合	平成19年度県単独林道整備事業補助金	作業道開設「なまがや線」	7,500,000円	3,750,000円	社会福祉法人心生会	"	ケアハウス「オリブ」の運営費	62,092,623円	26,678,000円
"	"	作業道開設「ナスバタ線」	7,500,000円	3,750,000円	株式会社今村紙工	平成19年度愛媛のものづくりデザイン戦略モデル事業費補助金	デザインを最大限に活用した新商品開発	3,767,990円	1,793,000円
"	"	作業道開設「屋敷田線」	7,500,000円	3,750,000円	有限会社やっこ屋	平成19年度中小企業経営革新支援事業費補助金	新製品の販路開拓事業	4,465,527円	1,416,000円
"	"	作業道開設「中畦久保野線」	7,500,000円	3,750,000円	有限会社木下ソーイング	平成19年度愛媛のものづくりデザイン戦略モデル事業費補助金	デザインを最大限に活用した新商品開発	4,240,585円	2,000,000円
"	"	林内作業車道開設「路木線」外	12,000,000円	6,000,000円	西条市禎瑞上部土地改良区	平成19年度県単独土地改良事業補助金	県単独土地改良事業(農道)	6,890,000円	3,445,000円
有限会社川吉別荘	平成19年度愛媛のものづくりデザイン戦略モデル事業費補助金	デザインを最大限に活用した新商品開発	2,974,469円	1,416,000円	西条市吉井土地改良区	平成19年度県単独土地改良事業補助金	県単独土地改良事業(かんがい排水)	6,700,000円	2,680,000円
東予産業株式会社	"	"	2,576,434円	1,225,000円	住友金属鉱山株式会社別子事業所	平成19年度愛媛県がん医療体制整備事業費補助金	住友別子病院が実施するがん医療体制整備に係る各種事業	2,117,842円	2,000,000円
八幡浜商工会議所	平成19年度小規模事業指導費補助金	経営改善普及事業等	51,689,682円	43,373,980円	学校法人菊本学園	平成19年度私立学校運営費補助金	菊本幼稚園の運営費	92,849,041円	45,099,000円
学校法人松山聖陵学園	平成19年度私立学校運営費補助金	松山聖陵高等学校の運営費	481,069,284円	245,466,000円	"	平成19年度私立幼稚園子育て総合支援事業補助金	菊本幼稚園の子育て相談事業等	1,795,929円	1,380,000円
"	平成19年度私立高等学校就学促進事業補助金	松山聖陵高等学校の授業料の減免措置	10,417,800円	10,417,800円					
西市宇和町土地改良区	平成19年度担い手育成農地集積促進事業補助金	高生産性農業集積促進事業	977,181,000円	48,856,000円					

社会福祉法人 愛 寿 会	平成19年度 軽費老人ホ ーム事務費 補助金	ケアハウス「伊 予あいじゅ」の 運営費	43, 800,284円	14, 133,000円
"	"	ケアハウス「瀬 戸あいじゅ」の 運営費	30, 619,103円	18, 013,000円
久万広域森林組 合	平成19年度 県単独林道 整備事業補 助金	林内作業車道開 設「本谷線」外	10, 000,000円	5, 000,000円
社会福祉法人 エ ン ゼ ル	平成19年度 軽費老人ホ ーム事務費 補助金	ケアハウス「玉 泉」の運営費	48, 997,384円	18, 361,000円
学校法人 三 志 学 園	平成19年度 私立学校運 営費補助金	久枝幼稚園の運 営費	82, 042,314円	37, 686,000円
"	"	潮見幼稚園の運 営費	46, 351,256円	23, 297,000円
"	平成19年度 私立幼稚園 子育て総合 支援事業補 助金	久枝幼稚園の子 育て相談事業等	1, 589,428円	900,000円
"	"	潮見幼稚園の子 育て相談事業等	1, 220,100円	900,000円

監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年12月26日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光  
同 白 石 友 一  
同 明 比 昭 治  
同 田 中 多 佳 子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日		
社会福祉法人 中山梅寿会	平成20年8月8日		
(監査の結果) 平成19年度において実施された上記団体に対する次の利子補給金に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。			
事 業 主 体	利子補給金の名称	利子補給対象事業	利子補給金額
社会福祉法人 中山梅寿会	平成19年度老人福祉施設整備資金利子補給金	特別養護老人ホーム「なかやま幸梅園」の新築資金	3,610,000円

○公表第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 159

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）			
委託地 方公共 団体	機 関	職	委託地 方公共 団体	機 関	職	
省略			省略			
愛南町	省略		愛南町	省略		
	町長 部局	本庁		町長 部局	本庁	課（室）長 _____ 農業 支援センター長 総務課長補佐 企画財政課長補佐（予算を担 当するものに限る。） 総務課 職員係長 企画財政課財政係長
		省略			省略	
省略	省略		省略	省略		
省略			省略			
備考 省略			備考 省略			

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

**雑 報**

---

## ○愛媛海区漁業調整委員会指示第76号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成20年12月11日に次のとおり指示した。

平成20年12月26日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 前田 健二

## 1 指示の内容

次表の左欄に掲げる免許漁業に係る同表右欄の保護区域においては、当該免許漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、当該漁業の魚道をしゃ断し、又は魚群を散逸させる行為をしてはならない。

免許番号	漁業の名称	漁場の位置	保護区域
定第1号	雑魚定置漁業	西宇和郡伊方町二見地先	垣網の両面400メートル以内及び身網に沿い沖側200メートル以内の区域
定第2号	同上	南宇和郡愛南町白浜地先	垣網の前面400メートル以内、後面300メートル及び身網に沿い沖側200メートル以内の区域

## 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成21年1月1日から平成25年12月31日までとする。